

## 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果について<宮崎市所管分>

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条3項において準用する同法第9条の規定に基づき、公表します。

### 【保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物】

NO	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(附表参照)	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	県庁本館	宮崎市橋通東2丁目35番地	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so}=1.19$ $C_T \cdot S_D=0.49$	-	-	・耐震改修不要 ・用途指標 $U=1.25$ として診断
2	県庁1号館	宮崎市橋通東2丁目35番地	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1983年版)	$I_s/I_{so}=1.01$ $C_{T_U} \cdot S_D=0.34$	-	-	・耐震改修済み ・用途指標 $U=1.25$ として診断
3	県庁4号館	宮崎市橋通東1丁目45番地	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)	$I_s/I_{so}=1.05$ $C_{T_U} \cdot S_D=0.56$	-	-	・耐震改修不要 ・用途指標 $U=1.25$ として診断
4	宮崎市本庁舎	宮崎市橋通西1丁目1番1号	公益上必要な建築物	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力上に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法。	確認できる	-	-	・耐震改修済み

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

以下は、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示します。

**注意** いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはありません。

※「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の、 $I_s/I_{so}$ は、特記のあるものを除き、用途指標 $U=1.0$ 、地域指標 $Z=0.9$ として算定している。

耐震診断の方法の名称	I	II	III
	(大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。)	(大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。)	(大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。)
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$ $1.25 < C_T \cdot S_D$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1983年版)	$I_s/I_{so} < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$
建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力上に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法。	-	-	確認できる